

市第19号議案

独立行政法人都市再生機構が都市公園の新設工事を施行
 することについての同意

独立行政法人都市再生機構から、同機構が横浜市鶴見一丁目地区
 防災公園街区整備事業の事業区域内における次の都市公園の新設工
 事を施行することについて、独立行政法人都市再生機構法第18条第
 1項の規定により同意を求められたので、これに同意する。

平成26年5月16日提出

横浜市長 林 文子

都市公園の表示

名 称 (仮 称)	位 置	面 積
鶴見花月園公園	鶴見区岸谷三丁目、鶴見一丁目及び東寺尾 東台地内	約 4.3 ^{ha}

提 案 理 由

独立行政法人都市再生機構から、同機構が都市公園の新設工事を
 施行することについて同意を求められたので、独立行政法人都市再
 生機構法第18条第3項の規定により提案する。

参 考

独立行政法人都市再生機構法（抜粋）

第 11 条 機構は、第 3 条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（第 1 号及び第 2 号省略）

- (3) 既に市街地を形成している区域において、市街地再開発事業（都市再開発法（昭和 44 年法律第 38 号）による市街地再開発事業をいう。以下同じ。）、防災街区整備事業（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成 9 年法律第 49 号。以下「密集市街地整備法」という。）による防災街区整備事業をいう。以下同じ。）、土地区画整理事業（土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）による土地区画整理事業をいう。以下同じ。）、住宅街区整備事業（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 50 年法律第 67 号）による住宅街区整備事業をいう。以下同じ。）及び流通業務団地造成事業（流通業務市街地の整備に関する法律（昭和 41 年法律第 110 号）による流通業務団地造成事業をいう。）を行うこと。

（第 4 号から第 6 号まで省略）

- (7) 既に市街地を形成している区域において、第 1 号から第 3 号までの業務の実施と併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備、管理及び譲渡を行うこと。

（第 8 号から第 17 号まで、第 2 項及び第 3 項省略）

（特定公共施設工事の施行）

第 18 条 機構は、第 11 条第 1 項第 7 号の業務を行う場合において、その業務が建築物の敷地の整備又は宅地の造成（市街地再開発事

業、防災街区整備事業又は土地区画整理事業の施行に伴うものを含み、その種類に応じて国土交通省令で定める規模以上のものに限る。)と併せて整備されるべき次の各号に掲げる公共の用に供する施設(以下「特定公共施設」という。)に係る当該各号に定める工事(以下「特定公共施設工事」という。)であるときは、当該特定公共施設の管理者(管理者となるべき者を含む。以下この節において同じ。)の同意を得て、その管理者に代わって当該特定公共施設工事を施行することができる。

(第1号省略)

(2) 都市公園法の都市公園(同法第2条第1項第1号に該当するものに限る。) 同法による当該都市公園の新設又は改築に関する工事

(第3号、第4号及び第2項省略)

3 特定公共施設(河川を除く。)の管理者が第1項の同意をしようとするときは、あらかじめ、当該管理者である地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(第4項及び第5項省略)

参考書類

独立行政法人都市再生機構理事長上西郁夫からの都市公園の新設工事の施行について同意を求める依頼(写し)

(添付図面省略)

平成 25 年 12 月 26 日

横浜市長 林 文子 殿

独立行政法人都市再生機構

理事長 上西 郁夫 

横浜市鶴見一丁目地区防災公園街区整備事業の事業区域
における都市公園整備事業の直接施行について（同意申
請）

当機構の業務につきましては、平素から格別の御配慮を賜り、厚
く御礼申し上げます。

さて、標記について、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法
律第 100 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり当機構に
おいて施行したいので、同意を求めます。

以 上

添付書類

- 1 位置図 1 部
- 2 区域図 1 部

別 紙

1 施行区域

横浜市鶴見区鶴見一丁目、岸谷三丁目、東寺尾東台の各一部

2 施行面積及び整備施設内容

(1) 面積：約 4.3 ha

(2) 主要施設：広場、園路、植栽及び防災関連施設等

3 施行の種類

都市公園新設工事